

こ
子の^{うじ}氏の変更を申し立てる方へ
「はじめにお読みください」

大阪家庭裁判所

① ^こ子の^{うじ}氏の変更の申立てとは

典型的事例

離婚した夫婦の子について、
婚姻中の戸籍に残った子を

他方親の戸籍に入籍させるための手続です。

(上記事例以外にも、「^こ子の^{うじ}氏の変更」
に該当する場合があります。)

②必要書類

申立書のほか、

- 1 入籍先となる親の戸籍謄本
- 2 子の戸籍謄本

※ 過去の戸籍が必要になる場合もあります。

③申立先

子の^こ氏^{うじ}の変更の申立先は
子が**実際に住んでいる住所**を管轄する
家庭裁判所です。

④申立手数料等

子1名につき

収入印紙 800円分

郵便切手 84円切手 3枚

※複数の子（15歳未満）について、
親権者が同時に申し立てるときは、
郵便切手は、

1名分（84円切手3枚）で足りります。

⑤注意事項

15歳以上の子は，子が自分で
申立書を記入してください。

15歳未満の子は，親権者が代わりに
申立書を記入してください。

⑥送付先：大阪家庭裁判所

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事受付係」

⑦送付先：大阪家庭裁判所堺支部

〒590-0078

堺市堺区南瓦町2-28

大阪家庭裁判所 堺支部

家事受付係」

⑧送付先：大阪家庭裁判所岸和田支部

〒596-0042

岸和田市加守町4-27-2

大阪家庭裁判所 岸和田支部
受付係」